

## 第8期障がい福祉計画・井手町第4期障がい児福祉計画策定支援業務仕様書

### 1. 委託業務番号及び名称

8 福委第2号 井手町地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画等策定支援業務

のうち、第8期障がい福祉計画・井手町第4期障がい児福祉計画策定支援業務

### 2. 業務の目的

井手町では、障害者基本法第11条の規定に基づき、ふれあいと支えあいによる安全で安心なまちづくりを基本理念として、井手町障がい者基本計画(計画期間:6カ年 令和6年度～令和11年度)を策定し、様々な施策を展開している。

本業務は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「第7期障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「井手町第3期障がい児福祉計画」(計画期間:令和6年度～令和8年度)についても期間満了を迎えることから、第8期障がい福祉計画及び井手町第4期障がい児福祉計画(計画期間:3カ年 令和9年度～令和11年度)を実施計画として策定するものとする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月30日まで

### 4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また本仕様書内に明示できない国等が定める計画に資する方針に関するもの事項については、必要に応じ委託者と協議し、決定するものとする。

また、受託者は委託者から報告(業務の進捗状況、疑義回答等)を要求されたときは、速やかに(概ね2営業日以内)報告すること。

### 5. 委託業務内容

#### (1) 障がい者アンケート調査(600通)(予定)

障がい者・児(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)への意向調査等によるニーズ分析

##### ※調査の対象

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、計600通(予定)
- ・アンケートは1種類で行う。

- ① 封筒(A4判)の作成・印刷
- ② 調査協力依頼文書の作成・印刷
- ③ 調査票・返信用封筒(A4判)・調査協力依頼文書の封入・封緘

④ 調査票送付封筒への宛名シールの貼付(宛名シールについては町で作成)

⑤ 回収調査票の集計・分析

⑥ 結果報告分析資料の作成

※アンケート発送、返送に係る郵送料は町の負担とする。

※返送に係る料金受取人払いの申請は町の対応とする。

(2) 障がい福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析支援

① 国、府の障がい福祉制度をめぐる制度改正等の動向把握と課題整理

② 井手町の地位特性の把握、本町における障害福祉の現状・課題・地域ニーズについての分析・整理

③ 現行計画の評価・検証

④ 関連する他部門計画との整合性

(井手町総合計画、第5～7期障がい福祉計画、井手町第3期障がい児福祉計画、第7～9期の高齢者計画、井手町すこやかプランなどの関連計画との整合性を図ること)

(3) 障がい福祉サービスの利用状況の整理・把握・見込量の算定、確保策の検討支援

① 障がい福祉サービスの利用実績分析

② 障がい者の動向や施策・サービスの利用状況の把握

③ 障がい福祉サービスの各年度における見込量を算定、確保策の検討

(4) 計画の策定

① (1)～(3)の調査、分析結果に基づく施策の検証可能な数値目標・指標提示、計画骨子案の作成、

② 計画素案の作成、とりまとめ

③ 計画内容の確定

(5) パブリックコメントの実施支援

(6) 策定会議の運営支援

① 会議資料及び会議記録の作成

② 策定会議の出席

③ その他運営に関する支援(委員会は令和8年度に3回を想定)

④ 会議をオンラインで行う場合の準備支援

(7) その他

計画書等の作成素案作成から最終案決定までの検討及び調整作業については、本町担当課と協議しながら実施すること。

(参考) 計画策定に向けた検討体制

井手町障害者サービス総合調整推進会議

◆委員構成 委員数11名(予定)

◆役割 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の検討

◆開催頻度 令和8年度3回程度開催予定

(前回策定時(令和5年度)は全3回開催)

6. スタッフ体制及び計画策定までのスケジュールの提示

入札事業者決定後、本町が別に定める提出期限までに、当該業務にかかる貴社スタッフの体制表(スタッフの簡単なプロフィールを含む)を提示・提出すること。

また、計画策定までの実施概要及びスケジュール等を提出すること。

7. 計画書等の作成

障がい児福祉計画の冊子・概要版

計画書 (A4判・200部・100頁程度・本文1色刷・表紙厚紙1色刷)

概要版 (A4判・200部・8頁程度・1色刷)

納品時期 令和9年3月下旬

8. 秘密の保持

本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。秘密保持義務は、本委託終了後も継続するものとする。

9. その他

- ・ 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、第8期障がい福祉計画・井手町第4期障がい児福祉計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- ・ 計画書及び概要版(成果品)、本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式はPDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル(ワード、エクセル等)を格納したCD-ROMで納品すること。
- ・ 製作物(報告書他計画策定にかかる全てのデータ等)にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。
- ・ 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 上記業務においては、すべて成果品を確実に納めること。仕様書上の業務の不履行、成果品の納品が認められない場合、指名停止等の措置を行うことがある。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。